

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四〇）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「、第八条、第九条第一項及び第九条第二項」を削り、「（令和六年条例第六十五号）」を「（令和六年徳島県条例第六十四号）」に、「」とする」を「（以下「読替え後の条例」という。）」「と、第八条及び第九条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする」に改める。

附則第四項の見出し中「職員」を「警察職員」に改め、同項中「（令和六年条例第六十五号）」を「（令和六年徳島県条例第六十四号）」に、「第十一条第三項」を「第十一条第一項」に、「職員と」を「警察職員と」に、「職員は」を「警察職員は」に改める。附則に次の一項を加える。

（勤勉手当の成績率の特例）

5 任命権者は、特に必要があると認める場合には、第三十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て、同項第二号に定める成績率について別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。